

令和7年12月（第11回）役員会議事要旨

日 時 令和7年12月25日（木）13：30～14：49

場 所 ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を利用

出席者 8／8

那須学長、三村理事、菅理事、前田理事、小代理事、阿部理事、佐藤理事、藤原理事

陪席者 松本監事、小原監事、佐藤（法）副学長

○ 議 事

1 審議事項

（1）職員の処分について（陪席制限）

学長から、教員の懲戒処分に係る概要について説明の後、学長の指名により、鈴木教員懲戒等審査委員会委員長から、資料（画面共有）に基づき、経緯等に係る詳細について説明があった。懲戒処分の量定について審議の結果、停職2月とすることを承認するとともに、被処分者への通知等今後の対応については、原案のとおり進めることが承認された。

（2）諸規則の改正について

三村理事から、資料1に基づき、国立大学法人岡山大学職員就業規則の一部改正について、改正理由及び改正内容の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

本件が全学的・組織的なハラスメント防止対策の強化を目的とした一部改正であることから、ハラスメント防止対策の具体的な方策に係る種々の意見交換を行った。三村理事からハラスメント防止対策2025による組織的な未然防止対策について、また、学長からハラスメント根絶宣言の策定について、それぞれの取組に係る説明があった。

2 その他

（1）常勤理事の選出方法の改善（案）について

学長から、本件は、十分に議論した上で進めるという意味合いでその他の事項として議題登録を行った旨の説明の後、資料2に基づき、今後、国立大学法人として単なる大学の運営ではなく、財政面を含めた戦略的な経営が重要となることから、本学が「研究大学」としての大学経営をそのプロフェッショナルに担わせる組織へと進化（深化）することを目的とし、常勤理事の選出方法について一定の制度化を図っていくこと、また、教員のみならず、職員やUA職からも常勤理事候補者を育成する体制構築を進めていくことの方針が示された。

続いて、三村理事から、常勤理事選出方法の変更（案）及び常勤理事候補者の育成（案）の詳細について、説明があった。

陪席者である佐藤（法）副学長から、1月開催の定例記者発表における本件の取扱について、本件が審議事項ではなくその他の議事とされていることから、公表の可否に係る質問があり、学長から、差し支えないものと考える旨の発言があった。

佐藤理事から、学外人材の常勤理事への登用の方向性について質問があり、学長から、本制度上可能であることの発言があった。

小代理事から、今後、外部に発表していくに当たり、本件を審議事項に切り替え、この場で役員会としての承認を得ることの提案があり、議長である学長がこれを了承した。

審議の結果、規程整備や各取組に係る詳細は更なる検討を要するものの、方向性として承認された。

以 上